

不正改造車を排除する取り組みの実施結果を公表（平成25年度）

自動車検査独立行政法人

自動車検査独立行政法人（略称・自動車検査法人）が平成25年度に実施しました、「不正改造車を排除する取り組み」の結果が先頃公表され、東京オートサロンを始め本年1月～3月に開催された4つの国内カスタムカーショーの展示車両2163台を調査し、保安基準に適合しない、または適合しなくなる恐れがあるにもかかわらず公道走行出来ない旨を明示しなかった車両が111台あったとのことで、自動車検査法人では出展者に対し文書により注意を喚起しました（他口頭指導48件）。

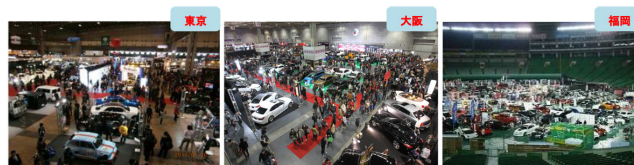
但し、自動車検査法人では「公道を走行出来ない車両に『公道走行不可』等の表示がされている等、出展者の不正改造に対する理解は回を追う毎に深まってきています」としています。

また、自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査については、昨年度に続き平成25年度も自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップ24店舗に自動車検査官を派遣し、特に「車検対応品」等の表示がされている自動車部品・カー用品を重点的に調査したとのことで、取り付け位置や取り付け方法によっては基準に適合しなくなる恐れのある自動車部品・カー用品が76件見受けられ、当該店舗に注意喚起したとのことです。

自動車検査法人では「今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります」としています。

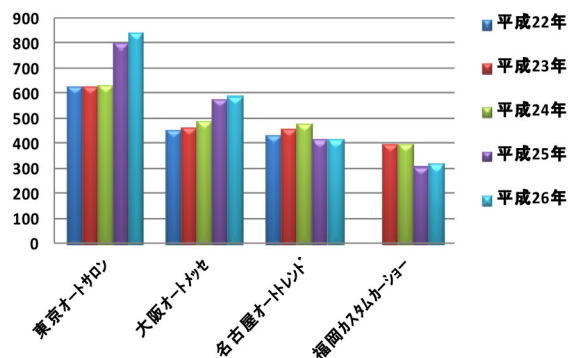


自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査風景（自動車検査法人のプレスリリースより）

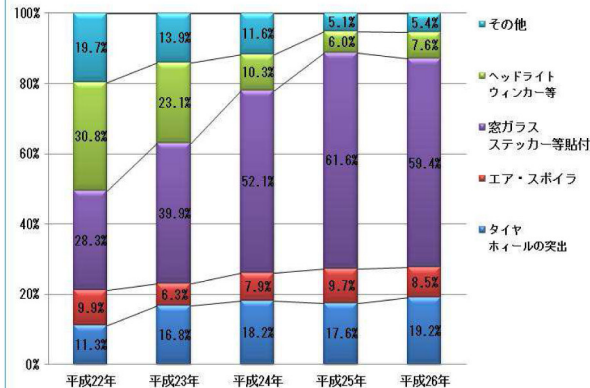


カスタムカーショーの展示会場（自動車検査法人のプレスリリースより）

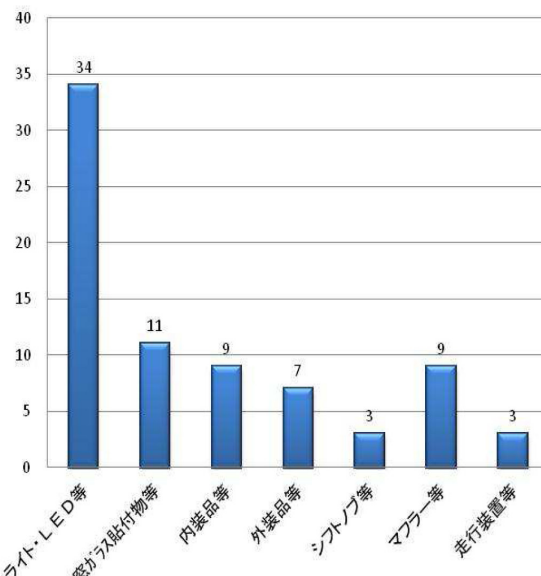
グラフ1 出展車両数



グラフ2 不適合箇所の内訳



カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動結果グラフ（自動車検査法人のプレスリリースより）



自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査結果グラフ（自動車検査法人のプレスリリースより）